

令和 6 年度～ 茅ヶ崎市自立支援協議会【地域生活支援拠点等整備拡充プロジェクト】

1. 部会のテーマ・概要

障害者総合支援法の改正により、令和 6 年度から「地域生活支援拠点の整備」が市町村の努力義務となり、障がい者の地域生活を支えるための拠点機能の整備・拡充は課題となっています。

本市においては面的整備型で整備を進め、令和 2 年度に整備済みと報告していますが、「安心生活支援事業」として整備している「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場」だけでなく、「相談」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」を含めた 5 つの機能の整備について、今後も引き続き充実させていくことが必要となっています。

本プロジェクトでは、緊急時に支援が見込めない世帯をどのように把握し備えるのか等、5 つの機能を充実させていくための課題の整理や対策、仕組みづくり等について協議を行い、「地域生活支援拠点の整備」について拡充を図っていきます。

2. 部会の構成員

- ・ 相談支援事業所連絡会
- ・ 短期入所実施事業者
- ・ 障がい当事者またはその家族
- ・ 茅ヶ崎市居宅介護事業所連絡会
- ・ 茅ヶ崎市自立支援協議会長